

「これまでの審議の整理」において盛り込むことが必要な項目(素案たたき台)

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
<p>1. 総論</p> <p>(第I部 (1)義務教育の目的・理念)</p> <p>○ 憲法第26条は、すべての国民に教育を受ける権利を保障し、また、その権利を実現するために、義務教育の制度が設けられている。 義務教育の目的は、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成の二点であり、このことはいかに時代が変わろうとも普遍的なものである。</p> <p>○ こうした義務教育の目的に照らせば、学校は、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を全国どこでも提供し、安心して信頼して子どもを託すことのできる場でないといけない。 国民が質の高い教育をひとしく受けることができるよう、憲法に定められた機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹は、国がその責務として保障する必要がある。 特に、現代社会では、すべての国民に地域格差なく一定水準以上の教育を保障する義務教育制度の充実が、格差の拡大や階層化の進行を防ぐセーフティ・ネットとして、社会の存立にとって不可欠なものとなっている。</p> <p>○ 変革の時代であり、混迷の時代であり、また、国際競争の時代でもある今日、人材育成の基盤である義務教育の根幹は、これまでのどの時代よりも強靱なものであることが求められる。 教育を巡る様々な課題を克服し、国家戦略として世界最高水準の義務教育の実現に取り組むことは、我々の社会全体に課せられた次世代への責任である。</p>	<p>(1) 学校教育の目的</p>	
<p>○ 他方、子どもたちの学力の現状については、昨年12月に公表された国際的な学力調査の結果から、成績中位層が減り、低位層が増加していることや、読解力、記述式問題に課題があることなど低下傾向が見られたところである。 また、本年4月に公表された国立教育政策研究所の教育課程実施状況調査の結果からは、国語の記述式の問題について正答率が低下するなどの課題が見られた。 しかし、同調査からは、学校における基礎的事項を徹底する努力等、学力向上に向けた取組による一定の成果も現われ始めている。一方、学習意欲、学習習慣・生活習慣などは、若干の改善は見られるが、引き続きの課題である。 このような子どもたちの学力の状況を踏まえると、現行の学習指導要領については、基本的な理念に誤りはないものの、それを実現するための具体的な手立てに関し、課題があると考えられる。 (第1章(2)ア)</p> <p>○ 工業化社会から知識基盤社会へと大きく変化する21世紀においては、単に学校で知識・技能を習得するだけでなく、知識・技能を活かして社会で生きて働く力、生涯にわたって学び続ける力を育成することが重要である。 そのためにも、21世紀の学校は、保護者や地域住民の教育活動や学校運営への参画等を通じて、社会との広い接点を持つ、開かれた学校、信頼される学校でなければならない。 (第1章(1)イ)</p> <p>○ 現行の学習指導要領の学力観について、様々な議論が提起されているが、基礎的な知識・技能の育成(いわゆる習得型の教育)と、自ら学び自ら考える力の育成(いわゆる探究型の教育)とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成することが必要である。 これからの社会においては、自ら考え、頭の中で総合化して判断し、表現し、行動できる力を備えた自立した社会人を育成することがますます重要となる。 したがって、基礎的な知識・技能を徹底して身に付けさせ、それを活用しながら自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育成し、「生きる力」をはぐくむという基本的な考え方は、今後も引き続き重要である。 (第1章(1)ア)</p>	<p>(2) 子どもに対する教育についての検討課題</p> <p>ア 子どもたちの学力</p> <p>【「確かな学力」を確立するための具体的な手立て】</p>	<p>○ ある一時期において、子どもたちの自主性を強調するあまり教師が指導を躊躇する状況があったのではないかと。学習意欲や学習習慣を身につけるためには、宿題、読書や暗唱の課題など学校外での学習活動を充実させていくべきである。</p> <p>○ 近年では各学校における基礎的事項を徹底する努力により一定の改善が見られるところであるが、学習指導要領の見直しに当たっては、改めて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底して身に付けさせるべき基礎的・基本的な知識・技能とは何か、</li> <li>・ 基礎的・基本的な知識・技能を活用しながら育成すべき能力とは何か、</li> </ul> <p>について具体的に明らかにしていく必要があるのではないかと。</p>

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
<p>○ 学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など義務教育をめぐる状況には深刻なものがある。学力低下への懸念、塾通い等、特に公立学校に対する不満は少なくない。それらは時代や社会の変化に起因するものもあるが、学校教育、教育行政が十分対応できなかったことも否めない。</p> <p>義務教育は子どもが成長発達していく上で不可欠な学力、体力、道徳性を養う責任を担っている。義務教育の失敗は、国家・社会の存立基盤を揺るがすことになる。 (第1部(2))</p> <p>○ 学力の向上をはじめ子どもたちの健全な育成のためには、睡眠時間の確保、食生活の改善、家族のふれあいの時間の確保など、生活習慣の改善が不可欠である。子どもの育成の第一義的責任は家庭にあり、教育における保護者の責任を明確化することが必要である。</p> <p>また、学校外の多様な学習活動について、情報提供や支援を行い振興を図っていくことも有効である。</p> <p>さらに、大人が家庭や地域で子どもの教育に十分役割を果たせるようにするためには、大人の働き方の問題がかかわっており、企業の協力も必要である。男女共同参画社会において、職業を持つ母親が増えており、子育てと職業が両立できるようにするための行政や企業の取組、父親の子育てへの参画のための環境作りも求められる。</p> <p>○ 他方、今日、朝食をとっていない子どもの問題など、家庭や地域の教育力が依然として不十分な現状、あるいは今後更にそれらの教育力が低下する懸念、格差拡大の懸念などを背景として、学校と家庭、地域との役割分担の在り方が改めて議論されている。 (第1章(1)イ)</p> <p>○ 小・中・高等学校の各学校段階を通じて、自然体験、職場体験、就業体験(インターンシップ、デュアルシステム)、奉仕体験などの体験活動を計画的・体系的に推進する必要がある。ニートやフリーターの問題が指摘される中、キャリア教育の推進が求められており、このような観点からも、苦勞して成果をあげる体験は意義が大きい。</p> <p>さらに、少子化の中で、兄弟姉妹の少なくなっている子どもたちが年齢や学年、学校種を超えて交流する機会や、自然の中での長期の集団宿泊体験の機会などを拡大することが必要である。 (第1章(2)エ)</p>	<p>イ 子どもたちの社会的自立</p> <p>【食育など生活する上で必要な基本的な力の育成】</p> <p>【学習や将来の職業に関する前向きな力の育成】</p> <p>【学校と家庭・地域との役割分担と協力関係】</p>	<p>○ 自分に自信がある生徒が国際的に見て少ないなど、自尊感情が乏しく、学習や職業に対して無気力な子どもが増えている。このような子どもたちの意識が、ニートの増加の一つの背景になっているのではないか。</p> <p>○ 子どもたちの変化への対応として、</p> <p>① 家庭や社会の教育力が低下する中で、生活習慣の形成が十分でない子どもたちに対して、食育など基本的な「力」を育成するための教育の在り方、</p> <p>② 自尊感情が乏しかったり、学習や将来の職業に対する意欲を持ちにくい子どもたちに対して、自らの存在を肯定し、他者や社会と健やかにかかわろうとする豊かな心をはぐくむ教育やキャリア教育など前向きな「力」を育成するための教育の在り方、</p> <p>③ 学校と家庭・地域との役割分担と協力協働の在り方、</p> <p>といった観点から議論する必要がある。</p> <p>○ 子どもたちが社会に参画するための人間力を育てるとともに、社会が教育に参画する枠組みを形成するという社会と学校の双方向の関係を構築する必要があるのではないか。</p>
<p>○ 変革の時代であり、混迷の時代であり、また、国際競争の時代でもある今日、人材育成の基盤である義務教育の根幹は、これまでのどの時代よりも強靱なものであることが求められる。</p> <p>教育を巡る様々な課題を克服し、国家戦略として世界最高水準の義務教育の実現に取り組むことは、我々の社会全体に課せられた次世代への責任である。 (第1部(1))</p> <p>○ 国語力はすべての教科の基本となるものであり、その充実を図ることが重要である。また、科学技術の土台である理数教育の充実が必要である。このため、全体の見直しの中で、それらの授業時数の在り方について検討する必要がある。また、グローバル社会に対応し、小学校段階における英語教育を充実する必要がある。具体的な実施方法については専門的な検討が必要である。さらに、社会のIT化に対応し、学校の情報環境を整備し、情報リテラシーを高める教育を充実することも重要である。 (第1章(2)イ)</p>	<p>ウ 社会の変化への対応</p> <p>【環境教育、法教育、経済・金融教育など】</p>	<p>○ 環境問題や少子・高齢化社会における福祉の問題など持続可能性のある社会の実現に向けた課題、金融の自由化など各分野での規制緩和や裁判員制度の導入のような社会経済システムの高度化・複雑化が顕著な現代における課題など、将来の社会を担う子どもたちがよりよい社会の形成に向け主体性を持って社会に参加するために必要な力を身に付けることが必要である。</p> <p>○ 国際化、情報化、科学技術の発展のなかで社会経済のグローバル化が急速に進展し、人材育成面での国際競争も加速しており、教育についても国家戦略として検討すべきである。</p>

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
<p>○ 学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など義務教育をめぐる状況には深刻なものがある。学力低下への懸念、塾通い等、特に公立学校に対する不満は少なくない。それらは時代や社会の変化に起因するものもあるが、学校教育、教育行政が十分対応できなかったことも否めない。</p> <p>義務教育は子どもが成長発達していく上で不可欠な学力、体力、道徳性を養う責任を担っている。義務教育の失敗は、国家・社会の存立基盤を揺るがすことになる。</p> <p>○ 我々は、これからの新しい義務教育の姿として、子どもたちがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質能力を備えた教師が自信を持って指導に当たり、そして、保護者や地域も加わって、学校が生き生きと活気ある活動を展開する、そのような姿の学校を実現することが改革の目標であるとする。</p> <p>学校の教育力(「学校力」)を強化し、教師の力量(「教師力」)を強化し、それを通じて、子どもたちの「人間力」の豊かな育成を図ることが国家的改革の目標である。</p> <p>(第1部(2))</p> <p>○ 義務教育の構造改革の基本方向として、①国が明確な戦略に基づき目標を設定してそのための確実な財源など基盤整備を行った上で、②教育の実施面ではできる限り市区町村や学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、③教育の結果について国が責任を持って検証する構造への転換を目指すべきである。</p> <p>いわば国の責任によるインプット(目標設定とその実現のための基盤整備)を土台にして、プロセス(実施過程)は市区町村や学校が担い、アウトカム(教育の結果)を国の責任で検証し、質を保証する教育システムへの転換である。</p> <p>(第1部(3))</p> <p>○ 国、都道府県、市区町村の役割を明確にし、三者の協力関係を強化した上で、学校の存分な取組を支援する仕組みが必要である。</p> <p>すなわち、国が義務教育の根幹を保障する観点から、また、都道府県が域内の広域調整の観点から、それぞれの役割を十全に果たした上で、市区町村、学校が、義務教育の実施主体として、これまで以上に多くの権限と責任を持つシステムへの転換を図る必要がある。</p> <p>(第1部(4))</p>	<p>(3) 学校や教育行政の在り方についての検討課題</p>	<p>○ 現在の学校教育の問題は、子どもたちに身に付けるべき力やその力を具体的にどのようにして育むかという道筋について、地域や保護者、子どもたちとの共通認識の形成が必ずしも十分でなかったため、教育の成果や課題が見えにくいことである。</p> <p>○ 子どもや保護者も変化しており、教師の仕事もこれまで以上に多岐にわたっており、教師が子どもたちと向き合って教育活動を展開するためには、学校における組織的な対応や教師を支える仕組みが必要である。</p> <p>○ 教育行政については、学校教育の現状や課題の把握、保護者を始めとする国民や住民に対する説明責任、学校を支えるための条件整備などの点で、必ずしも十分な責任を果たせていないのではないかと。</p> <p>○ 国は教育の根幹を保障する責任を果たすべきであり、そのためには、全国的な教育状況の把握や情報収集、効果的な指導方法の在り方に関する科学的な分析や蓄積、教育課程に関する国際的な動向や科学技術の進展などに関する専門性を踏まえた国家戦略を持って、教育機会の確保や水準の向上を図ることが必要である。</p>
<p>○ (以上のことを踏まえつつ、)学習指導要領の見直しに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「読み・書き・計算」などの基礎・基本を確実に定着させ、教えて考えさせる教育を基本として、自ら学び自ら考え行動する力を育成すること</li> <li>・ 将来の職業や生活への見通しを与えるなど、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高めること</li> <li>・ 家庭と連携し、基本的な生活習慣、学習習慣を確立すること</li> <li>・ 国際社会に生きる日本人としての自覚を育てること</li> </ul> <p>などを重視する必要がある。</p> <p>(第1章(2)ア)</p>	<p>(4) 学習指導要領全体の見直しの視点</p> <p>ア 子どもたちに対する教育の改善という視点</p> <p>【教育内容や教育方法についての社会と学校の相互参画】</p>	<p>○ 学習に対して意欲を持つことができない子どもたちが増加するなかで、なぜ学校で知識・技能を習得する必要があるかという疑問に対して、社会で自立するため、社会に参画するためなど、社会との関係の中にその答を見出していけるようにしなければならないのではないかと。</p> <p>○ 学習に積極的に取り組めない子どもたちには、社会とのかかわりの中で学習することの意義についての実感的をもって理解できるようにすることが重要である。また、学習においてある一定の成果を上げている子どもたちについては、その知識や技能を社会において活かすという視点を持たせることが重要である。</p> <p>○ 教育と社会との連携は学校教育だけの問題ではない。家庭や社会において、子どもたちに身近な人々とのかかわりを実感させ豊かな経験をさせるためには、早寝・早起き・朝ご飯などしっかりと生活習慣を習得させることが重要である。</p> <p>○ 家庭教育の充実や学校外の人材(地域の人材や専門家など)が学校教育に参画することなどが必要である。</p> <p>○ 家庭や地域との連携はかねてから指摘されていることであり、具体的な枠組みを作ることが必要である。</p>

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
<p>(第I部 (3)義務教育の構造改革)</p> <p>○ 義務教育の構造改革の基本方向として、①国が明確な戦略に基づき目標を設定してそのための確実な財源など基盤整備を行った上で、②教育の実施面ではできる限り市区町村や学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、③教育の結果について国が責任を持って検証する構造への転換を目指すべきである。</p> <p>いわば国の責任によるインプット(目標設定とその実現のための基盤整備)を土台にして、プロセス(実施過程)は市区町村や学校が担い、アウトカム(教育の結果)を国の責任で検証し、質を保証する教育システムへの転換である。</p> <p>○ 義務教育の目標を明確化するため、学習指導要領において、各教科の到達目標を明確に示すことが必要である。</p> <p>また、学習の評価についても、目標に照らして子どもたちのより確実な修得に資するようにすることなど、具体的な評価の在り方について今後検討が必要である。</p> <p>○ 学習指導要領は、すべての児童生徒に対して指導すべき内容を示す基準であり、学校においては、必要がある場合には、これに加えて指導することができるものである。国民として共通に学ぶべき学習内容を明確に定めた上で、学校ができるだけ創意工夫を生かして教育課程を編成できるようにすることが求められる。</p> <p>(第1章(2)イ)</p> <p>○ 各教科の到達目標を明確にし、その確実な修得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学習の到達度・理解度を把握し検証することは極めて重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このような観点から、子どもたちの学習到達度・理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当である。なお、実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないように十分な配慮が必要である。</p> <p>(第1章(2)ウ)</p>	<p>イ 学校や教育行政の在り方の改善という視点(学校教育の質の保証)</p>	<p>○ 学校教育の質を保証するためには、「プラン・ドゥー・シー」の確立が必要である。</p> <p>学習指導要領の見直しについても、到達目標の明確化、情報提供その他の基盤整備の充実、教育課程編成実施に関する現場主義の重視、教育成果の厳格な評価という視点をもった検討が必要である。</p>

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
2. 各論		
	<p>(1) 各教科等を通じた改善の考え方(人間力の育成)</p> <p>ア 各教科の基礎的・基本的な知識・技能の定着</p> <p>【読み書き計算などの基礎・基本を確実に定着させること】</p>	<p>○ 知識・技能の定着は思考力や判断力を育成する上でも重要である。</p> <p>○ 知識・技能は活用することに意味があることから常に実生活において活用することを視野に入れて定着を図ることが重要である。</p> <p>○ 知識や技能には、①数量や図形など、実生活との関連付けの中で実際に活用することにより定着するもの、②生命や粒子、民主主義や法といった概念など、知識・技能の体系化を可能とする概念や原理・法則、③例えば乗法九九や都道府県名など、繰り返し学習(反復学習、暗記・暗唱等)が指導上有効なものなどがあり、それぞれ発達や学年の段階に応じた教育内容の整理や指導方法の工夫が必要である。</p> <p>○ 大切な内容については、小・中・高等学校において、あえて教育内容を重複させることも重要である。</p> <p>○ 基礎的・基本的な知識・技能については、各教科等を通じて、</p> <p>① 社会的に自立していくために、実生活において不可欠な知識・技能 (例えば、整数、分数、小数の意味がわかり四則計算ができること、酸素や二酸化炭素の性質について知ることなど。)</p> <p>② 義務教育段階及びそれ以降の学習を進めていく上で共通の基盤となる知識・技能 (例えば、二次関数の特徴を理解すること、物質は粒子からできていることについて知ることなど。)</p> <p>といった類型があるのではないかと。</p>
	<p>イ 思考力・判断力・表現力等の育成</p> <p>【教えて考えさせる教育を基本として、自ら学び自ら考え行動する力を育成すること】</p>	<p>○ 「コミュニケーション力」、「計画力」や「忍耐力」など教育を通じて育てるべき「力」を教科横断的に明確にしていく必要がある。</p> <p>○ 学校教育が児童生徒の社会的自立を目指すものである以上、将来実社会において必要とされる力やこうした力を育てていくために必要なプロセスについて、学習指導要領においてどのように示し、具体的な教育活動としてどう構成していくか検討する必要がある。</p> <p>○ これまでのところ、各教科等を通じて、例えば、別紙資料のように、</p> <p>① 体験から感じ取ったことを表現する力 ② 情報を獲得し、思考し、表現する力 ③ 知識・技能を実生活で活用する力 ④ 構想を立て、実践し、評価・改善する力</p> <p>などのように整理して、構造化・明確化することは重要である。</p>
	<p>ウ 学習指導要領が目指す目標</p> <p>【将来の職業や生活への見直しを与えるなど、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高めること】</p>	<p>○ 現行学習指導要領が目指している「生きる力」を育むという基本的な考え方は引き続き維持することが適当である。</p> <p>○ 学習や職業に対して無気力な子どもたちが増えている現状の中で、実社会、実生活との関連において、再度「生きる力」の内容を捉えなおし具体的に提示していく必要がある。</p> <p>○ 将来的に国民として自立し、納税や勤労の義務を果たせるようになることが義務教育の最大の到達目標であり、学校教育の目指すべきものとして、児童生徒の社会的自立、職業的自立を重視すべきである。</p> <p>○ 子どもたちに対して、「早寝・早起き・朝ごはん」など、正しい生活のリズムを持たせたり、「キャリア教育」などを通じて、社会や職業を体験させ、生活や人生の実感を持たせることが重要であり、このことが学習意欲の喚起や自尊感情の形成につながる。</p> <p>○ 学習指導要領がめざす目標については、現行学習指導要領においては「生きる力」として示しているが、それを実社会や実生活との関係でより具体化し、社会との関係で学校教育に求められているものは何かについての学校と社会との間の共通認識を形成することが重要である。</p> <p>○ 義務教育のすべての段階の教育活動において、児童生徒が主体性を確立し、社会に参画するための人間力を逐次高めていくための指導を充実していくことが必要である。</p> <p>○ 初等中等教育を単に国内問題として捉えるだけでは不十分である。PISA調査や TIMSS調査などの国際調査に見られるように国際的な影響を受けるようになってきているといった現状を踏まえ、国際社会に生きる日本人の育成という視点が重要である。</p> <p>○ 学校教育の目標の明確化を検討するに当たっては、社会の側からの視点、国際的な視点を参考として考えていかなければならない。前者については、例えば、内閣府人間力戦略研究会の「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月10日)を基にした「人間力」という考え方、後者については、PISA調査の概念的な枠組みの基本であるOECDの「主要能力(キー・コンピテンシー)」という考え方がある。</p> <p>○ 教育課程について検討するに当たって、多義的に使われている言葉や概念については可能な限り整理すべきである。例えば、同じく二十一世紀の子どもたちに身につけさせたい力について、これを「生きる力」と言ったり、「人間力」と言ったりする場合があるので、学習指導要領の改訂に当たっては、できる限り誤解を招かないよう明確に定義して用いていく必要がある。</p>

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
	エ 発達や学年の段階に応じた教育課程編成や指導の工夫	<p>○ それぞれの学校段階の基本的な役割は変わらないが、指導上の工夫という観点からは、例えば小1プロブレムなどが指摘されており、幼児教育と小学校の具体的な連携方を教育課程上明確に示すべきである。</p> <p>○ 就学前の段階で子どもたちに身に付けておいてほしい力、また、それが十分でない場合には、学校はどのように指導に当たるべきかについて具体的な検討が必要である。</p> <p>○ 小学校と中学校との接続について、不登校や暴力行為などの発生件数が小学校6年生と中学校1年生で飛躍的に増加するなどの問題がある。また、研究開発学校の調査によれば、小学校の中学年から高学年にかけて、児童の自己理解や人間関係に関する考え方が大きく変化すると結果も示されており、こうした実態を踏まえた検討が必要であるのではないかと。</p> <p>○ 児童生徒の発達や学年の段階については、個人差や性差はあるものの、一般的に小学校の低学年までは主として具体的な活動を通して認識し、中学年から高学年にかけて徐々に物事を対象化して認識可能になる。 このような観点からは、例えば、低学年から中学年までは、体験や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し学習といった工夫による読・書・算の能力の育成を重視し、中学年から高学年にかけて以降は、体験と理論の往復による概念や方法の獲得や討論・実験・観察による思考や理解を重視するという指導上の工夫が一層可能なように教育内容を編成することを検討する必要があるのではないかと。</p>
	オ 教育課程の体系化・構造化	<p>○ 「生きる力」を実社会や実生活との関係でどのように具体化するか、子どもたちが社会において必要とされる力を育むために、各教科等の教育内容をどのように構成するか、いわゆる習得サイクルと探求サイクルをどのようにして総合化するかを明確化する必要がある。</p> <p>○ 教育課程の構造化・体系化は、学校内や学校と社会の間で、学校教育の目標やそれを育成するための学校教育活動の構造や体系性について共通認識を促し、学校教育の質の保証に結びつけていかなければならない。</p> <p>○ 学習指導要領の改訂に当たっては、教師、保護者をはじめとする国民や社会に対して、このような学校教育の目標やそれを実際に実現するための学校教育活動の構造や体系性をわかりやすく示す工夫を凝らすことが必要である。例えば、総則と各教科等との関係や各教科相互の指導内容の関連性などをより分かりやすい形で明確に示していくことなどが考えられる。</p>
<p>○ 義務教育の目標を明確化するため、学習指導要領において、各教科の到達目標を明確に示す必要がある。 また、学習の評価についても、目標に照らして子どもたちのより確実な修得に資するようにすることなど、具体的な評価の在り方について今後検討が必要である。 (第1章(2)イ)</p>	<p>(2) 学校教育の質の保証 ア 到達目標の明確化(「プラン」の確立)</p>	<p>○ 到達目標をどのようなものとして設定するかという問題があるが、基礎的・基本的な内容で、すべての児童生徒が到達をめざすものとして考えるべきである。</p> <p>○ 現在学校で用いられている学習の評価基準との整合性を踏まえるべきである。</p> <p>○ 到達目標に達しない児童生徒の扱いについては、補足的な指導を十全に行うべきである。</p> <p>○ 基本的な生活習慣について、家庭教育で取り組むべき目標として示していくことが必要である。</p> <p>○ 学習指導要領に示されている教育内容は、いわゆる基礎・基本であり、特にその内容が精選されている以上、そのすべてを確実に修得させる必要がある。その一方で、義務教育を終了しても四則計算の基本が十分に身に付いていない生徒がいることも現実であり、義務教育において最小限の水準を確保するためには、基礎基本の中でも実生活に直接に関わるような内容については、反復学習や補足的な学習等を通じて確実に定着させることが必要である。</p> <p>○ 思考力や表現力などの能力の面の目標については、例えば、PISA調査において知識・技能を実生活に活用する力を問うて計測しようという試みを行っていることを参考とする必要がある。</p>

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
	<p>イ 教育課程編成に関する現場主義の重視 (各学校における「プラン」や「ドゥー」の裁量拡大)</p>	<p>○ 到達目標を達成するための各学校の具体的な取組みについては、可能な限りそれぞれの創意工夫を生かす仕組みとすることが必要である。学習指導要領の在り方を考えるに当たっては、国として全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上のために必要な役割を果たしつつ、同時に、地方自治体や学校の自由度をいかに高めるかという観点が必要である。</p> <p>○ 教育内容の設定に関して、いわゆる「はじめ規定」については、その在り方を見直すべきである。</p> <p>○ 発展的な内容は、学校の裁量に委ねて積極的に進めるべきである。学校教育は多様な子どもたちを指導するものであり、さらに学習を深め、力を伸ばすことができる子どもたちには、発展的な内容やその指導の在り方を示すなど、幅広い示し方をすべきである。</p> <p>○ 授業時間数については、各学校の創意工夫を生かすという観点から、各教科等ごとの授業時間数については、柔軟に扱えるようにすべきではないか。諸外国の状況等を踏まえると、各教科等ごとではなく、複数の教科等の授業時間数をまとめて示すことも一つの方法である。</p> <p>○ 授業時間数は入学試験等の内容に影響を受けるので、引き続き教科等ごとの時間設定を基本とすべきである。</p> <p>○ 授業時数の示し方については、諸外国では、各学年・各教科ごとの授業時間数の設定を学校に任せている例、複数の学年・教科をまとめて年間の授業時間数を定めている例などがあり、各学校の教育課程編成に当たっての柔軟性を高めるための仕組みなどについて検討を行うことが必要である。</p>
<p>○ 国は、このような義務教育の目標が確実に実現されるよう、義務教育への十分な投資を行い、教育条件の整備に万全を期すとともに、示した目標が実現されているかどうかについて評価し、それを踏まえ、義務教育の質の保証と更なる向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>教育条件に関しては、義務教育の目標を実現する上で最も基本的な要素、すなわち、教育を直接担う教職員、子どもたちが学ぶ場である学校施設、主たる教材である教科書については、特に確実な条件整備が図られる必要がある。</p> <p>また、義務教育の目標の実現状況の評価・検証について、今後、国として力を注いでいく必要がある。学力だけではなく、体力や道徳性の育成なども含め、地域性や教師の指導方法などとの関係を含めて結果を検証し、それを学校の指導や国の施策の改善に生かし、義務教育の質の保証・向上を図っていくことが必要である。 (第1章(1)ア)</p> <p>○ 指導方法については、従来の一斉指導の方法も重視することに加えて、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習など個に応じた指導を積極的かつ適切に実施する必要がある。これらの指導形態における指導方法の確立が望まれる。 (第1章(2)イ)</p> <p>○ 学校図書館は、子どもたちの読書活動や主体的な学習を支えるために欠くことのできないものであり、その充実を図る必要がある。その際、司書教諭や学校図書館を担当する職員の役割が更に重要になることから、それらの充実を図る必要がある。 (第1章(2)イ)</p> <p>○ 教科書、教材の質、量両面での充実も必要である。特に、教科書については、義務教育の質の向上を図る上で主たる教材として重要な役割を果たすものであり、子どもたちが学習内容について十分に理解を深め、基礎・基本を確実に身に付けられるよう工夫され、かつ、特色ある教科書が提供されることが必要である。 (第1章(2)イ)</p>	<p>ウ 情報提供その他の基盤整備の充実 (各学校における「ドゥー」を支援)</p>	<p>○ 学習指導要領における目標や内容の示し方について、現実には、教師にも個性があり、能力の違いもあるので、教育の機会均等を確保する観点から、学習指導要領がそういった差を埋めるためのマニュアルであることが重要である。</p> <p>○ 学習指導要領の理念や目標は素晴らしいが、それを実現するための手立ての部分明確ではない。</p> <p>○ 学習指導要領が大綱化・弾力化したことによって、その記述自体が薄くなっているが、このために、学習指導要領の趣旨が、学校に伝達されるまでの過程において、解釈の余地を生み、教育実践に影響を与える結果となったのではないかと懸念がある。</p> <p>○ 学習指導要領の在り方を含め教育課程に関する情報提供について、これをより積極的に行うことによって、各学校における教育課程に関する裁量を実質化する必要がある。</p> <p>○ 指導方法については、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習などの個に応じた指導を積極的かつ適切に実施する必要がある。</p> <p>○ 児童生徒の学習意欲を高めることが課題となっているを踏まえ、例えば年間の読書冊数や各種検定への取組など具体的な目標設定の工夫などが重要である。</p> <p>○ 指導方法の事例蓄積や分析によって子どもたちがどこでつまづくのかなどについての研究成果を示すことなどによって教師を支援することが重要である。</p> <p>○ 子どもたちの状況の変化や保護者や社会からの要請の多様化・高度化する中で、教師の仕事はこれまで以上に多岐にわたっている。社会全体の価値観が多様化するなかで、児童生徒の教育をめぐって学校の指導の在り方について、説明を求められる場面が多くなり、教師が相当のエネルギーを傾けている状況があり、教育委員会に学校に対する意見申し立てのための第三者機関を設けることが重要である。</p> <p>○ 学校が作成する事務的な調査資料等の量が増加している。文部科学省を含め、教育行政においては、調査の必要性について見直し、調査の実施時期や調査期間などの実施方法を工夫することによって、学校の事務負担の軽減を図ることが必要である。</p>

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
<p>○ 国は、このような義務教育の目標が確実に実現されるよう、義務教育への十分な投資を行い、教育条件の整備に万全を期すとともに、示した目標が実現されているかどうかについて評価し、それを踏まえ、義務教育の質の保証と更なる向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>教育条件に関しては、義務教育の目標を実現する上で最も基本的な要素、すなわち、教育を直接担う教職員、子どもたちが学ぶ場である学校施設、主たる教材である教科書については、特に確実な条件整備が図られる必要がある。</p> <p>また、義務教育の目標の実現状況の評価・検証について、今後、国として力を注いでいく必要がある。学力だけではなく、体力や道徳性の育成なども含め、地域性や教師の指導方法などとの関係を含めて結果を検証し、それを学校の指導や国の施策の改善に生かし、義務教育の質の保証・向上を図っていくことが必要である。</p> <p>(第1章(1)ア)</p>	<p>エ 教育成果の厳格な評価(「シー」の充実)</p> <p>(学習評価)</p>	<p>○ 各学校における教育の質の保証のためには、その成果の厳格な評価が重要である。</p>
<p>○ 各教科の到達目標を明確にし、その確実な修得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学習の到達度・理解度を把握し検証することは極めて重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このような観点から、子どもたちの学習到達度・理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当である。なお、実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないように十分な配慮が必要である。</p> <p>○ 具体的な実施の方法、実施体制、結果の扱い等について更に検討する必要がある。その際には、自治体や学校が全国的な学力状況との関係でそれぞれの学力状況を把握することにより、教育の充実への取組の動機付けとなることが重要な視点であると考えられる。</p> <p>○ また、併せて、収集・把握する調査データの取扱いに慎重な配慮をしつつ地域性、指導方法・指導形態などによる学力状況との関係が分析可能となる方法を検討する必要がある。なお、学力調査の調査内容に関しては、知識・技能を実生活の様々な場面などに活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力を対象とすることが重要である。</p> <p>(第1章(2)ウ)</p>	<p>(全国的な学力調査)</p>	
<p>○ 学校や地方自治体の裁量を拡大し主体性を高めていく場合、それぞれの学校や地方自治体の取組の成果を評価していくことは、教育の質を保証する上でますます重要となる。また、近年の学校教育の質に対する保護者・国民の関心の高まりに応えるためにも、学校評価を充実することが必要となっている。</p> <p>(第3章(1)イ)</p>	<p>(学校評価)</p>	

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
<p>○ 以上のことを踏まえつつ、学習指導要領の見直しに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「読み・書き・計算」などの基礎・基本を確実に定着させ、教えて考えさせる教育を基本として、自ら学び自ら考え行動する力を育成すること</li> <li>・ 将来の職業や生活への見通しを与えるなど、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高めること</li> <li>・ 家庭と連携し、基本的な生活習慣、学習習慣を確立すること</li> <li>・ 国際社会に生きる日本人としての自覚を育てること</li> </ul> <p>などを重視する必要がある。 (第1章(2)ア)</p> <p>○ 国語力はすべての教科の基本となるものであり、その充実を図ることが重要である。また、科学技術の土台である理数教育の充実が必要である。このため、全体の見直しの中で、それらの授業時数の在り方について検討する必要がある。また、グローバル社会に対応し、小学校段階における英語教育を充実する必要がある。具体的な実施方法については専門的な検討が必要である。さらに、社会のIT化に対応し、学校の情報環境を整備し、情報リテラシーを高める教育を充実することも重要である。 (第1章(2)イ)</p> <p>○ 子どもたちの健やかな心と体の育成も重要な課題である。学校生活を通じて社会性や集団性を育成すること、健康で安全に生活できる能力を身に付けさせること、子どもたちの創造力や体力をはぐくむ教育活動の充実を図ることが必要である。 (第1章(2)イ)</p>	<p>(3) 教育内容の改善・充実</p> <p>(教育内容の改善の基本的な視点)</p> <p>ア 社会の形成者としての資質の育成 イ 豊かな人間性と感性の育成 ウ 健やかな体の育成 エ 国語力の育成 オ 理数教育の改善充実 カ 外国語教育の改善充実</p>	
<p>○ 総合的な学習の時間については、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られる。</p> <p>また、義務教育に関する意識調査の結果によると、総合的な学習の時間については、全体として評価は高いが、小学校と中学校とでは教師、保護者、子どもの意識や評価に差があることが明らかになった。</p> <p>思考力、表現力、知的好奇心などを育成する上で総合的な学習の時間の役割は今後とも重要であるが、同時に、授業時数や具体的な在り方については、各教科との関係を明確化するなど改善を図ることが適当である。その際、全国的に一律に定めるのか、学校の裁量による弾力的な取扱いができるようにするのかなどを考慮する必要がある。</p> <p>また、学習が効果的に行われるよう、学校に対する支援策を充実することが必要である。さらに、総合的な学習の時間の充実のためには、学校外の人材の協力や地域との連携が重要である。 (第1章(2)イ)</p>	<p>(総合的な学習の時間)</p>	<p>○ 義務教育に関する意識調査の結果やスクールミーティングでの意見等を踏まえると、現状のままではそのねらいとすることを達成することが必ずしも容易でないことから所要の手立てを講じる必要がある</p> <p>○ 各学校における実態に差があるとの状況を改善するためには、人間力の育成という観点から児童生徒に身に付けさせる具体的な力を明らかにするため、総合的な学習の時間の教育内容を類型化し、それぞれの類型ごとに身に付けさせるべき力を明確にしなが、具体的な教育内容を設定することについて検討する必要がある。</p> <p>○ 総合的な学習の時間は、各教科、道徳、特別活動で身に付けた知識技能を相互に関連付けることをねらいとしていることから、学校における実施状況を踏まえつつ、各教科等との関連について改めて整理、検討することが必要である。</p> <p>○ 環境、福祉、国際理解など特定の領域の教育については、関連する教科における教育内容との関係を整理する必要がある。 例えば、環境については、理科や社会科でも関連する内容を扱うが、こうした教科との関連を整理する必要がある。</p> <p>○ 課題探究力の育成という観点での教育については、必修、選択を含めて、思考力や表現力を身に付けさせるとの意図を持って行われている教科の学習との関係を整理、検討することが必要である。</p> <p>○ 主体性や社会性の育成という観点から行われている教育については、特別活動との役割分担の整理について検討する必要がある。</p> <p>○ 例えば、総合的な学習の時間は、本来、学校の裁量を拡大するとのねらいがあるものであり、授業の準備を含めて現場での実践が容易ではないことは理解するが、徐々に定着しせっかく良い芽が育ち始めているということもあり、各学校や教員にもう一段の創意工夫が必要である。</p> <p>○ 優れた先進事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材を育成確保するなどの支援策を講じることが不可欠である。</p>
	<p>(中学校の選択教科)</p>	<p>○ 中学校における選択教科は、学校の創意工夫を尊重する自由度の高い枠組みとして、総合的な学習の時間と並んで位置づけられているが、こうした自由度の高い時間枠が十分に活用されていないのではないかと。</p> <p>○ 限られた時間数の中で教育課程が複雑になるとそれぞれが薄くなってしまいうので、必修教科を重視し、時間をかけて徹底すべきなど、時間数の在り方を工夫すべきである。</p>
	<p>(部活動の取扱い)</p>	

「新しい時代の義務教育を創造する」(中央教育審議会答申 平成17年10月)における記述	盛り込むことが必要な項目(案)	教育課程部会や専門部会等におけるこれまでの主な意見
	(教育内容の改善の観点からの授業時数の見直し)	<p>○ 国語力、理数教育、外国語教育など答申において教育の充実が要請されている分野、あるいは現代的な課題の増加に伴って内容項目を充実することが求められている教育分野についても、他の教科と連携することで相乗効果を発揮させるなどの工夫を検討する必要がある。</p> <p>○ 内容項目を増加する方向だけでなく、時代の進展に伴い必要性が相対的に乏しくなった内容項目については、減らす方向についても検討すべきである。</p> <p>○ 教育課程の構造化・明確化のなかで、子どもたちに求められる知識・技能をどう設定するか、また、子どもたちに身に付けさせる力をはぐむためにそれぞれの教科等が具体的にどのような役割分担をするかといった観点から、専門部会においてそれぞれ具体的な議論を行うことが必要である。</p> <p>○ このため、各教科等の授業時数の在り方などについては、このような専門部会の議論を踏まえつつ、教育課程部会において、学校の実態や社会の要請も考慮した上で、各教科等を見渡した立場で総括的に審議を行うことが重要である。</p>
<p>○ 学校は、子どもたちが集団生活をする中で、義務教育の目標が実現されるよう、発達段階に応じて、教育内容を体系的に編成して提供し、組織的、計画的な教育を行うことを、その基本的な役割としている。また、学校がその役割を果たす上で、家庭や地域との連携・協力が大変重要である。</p> <p>○ 特に、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」以来、学校の役割を巡っては、学校、家庭、地域の連携、とりわけ家庭、地域の教育力の充実が必要であるとの基本的な方向がとられ、それに沿って、学校週5日制が導入され、子どもの居場所づくりなどの施策が推進されている。</p> <p>○ 学力の向上をはじめ子どもたちの健全な育成のためには、睡眠時間の確保、食生活の改善、家族のふれあいの時間の確保など、生活習慣の改善が不可欠である。子どもの育成の第一義的責任は家庭にあり、教育における保護者の責任を明確化することが必要である。 また、学校外の多様な学習活動について、情報提供や支援を行い振興を図っていくことも有効である。 さらに、大人が家庭や地域で子どもの教育に十分役割を果たせるようにするためには、大人の働き方の問題がかかわっており、企業の協力も必要である。男女共同参画社会において、職業を持つ母親が増えており、子育てと職業が両立できるようにするための行政や企業の取組、父親の子育てへの参画のための環境作りも求められる。</p> <p>○ 他方、今日、朝食をとっていない子どもの問題など、家庭や地域の教育力が依然として不十分な現状、あるいは今後更にそれらの教育力が低下する懸念、格差拡大の懸念などを背景として、学校と家庭、地域との役割分担の在り方が改めて議論されている。 本審議会でも、家庭や地域の教育力を取り戻すことは難しく、学校への期待は大きいとの意見、一方で、本来家庭や地域が果たすべき機能を学校に持ち込むのではなく、家庭や地域がその責任を果たすことが必要であるとの意見、家庭の教育力が低下しているからといって学校の役割を拡大しても、子どもの心の満足は得られず、家庭の教育力は学校で代替できる性質のものではないとの意見などが出された。学校週5日制についても、両方の立場から様々な意見が出された。 このほか、家庭の支援のための福祉行政との連携の必要性、ゲーム・テレビの影響などマスメディアを含め大人社会の在り方の問題なども意見として出された。また、学校と、家庭・地域とが共同し、両方が教育力を高めるべきとの意見も出された。</p> <p>○ これらも踏まえると、学校週5日制についても、学校、家庭、地域の三者が互いに連携し、適切に役割を分担し合</p>	<p>(4) 学校週5日制の下での学習機会の拡充</p> <p>ア 学校の役割と家庭の役割</p> <p>イ 完全学校週5日制の下での学校と家庭・地域の具体的連携策</p>	<p>○ 教育課程部会では、学校週5日制については、学校、家庭、地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念の下、社会全体の週休2日制の導入とともに、長い時間をかけて段階的に導入された社会システムである。</p> <p>○ 家庭や地域の教育力の現状に鑑みると、隔週で土曜日を活用したり、高等学校は区別することについて検討してはどうか。</p> <p>○ 地域や自治体の取組が実を結び始めており、学校週5日制のねらいとするところは大切にすべきである。</p> <p>○ 学校週5日制は、国の仕組みとしてこれを維持すべきである。</p> <p>○ 学校週5日制の下での土曜日の活用については、地域・家庭・学校の三者の連携協力を進めることにより、体験的な学習や地域人材の活用による教育などが充実するよう工夫をしていく必要がある。例えば、保護者(特に、父親)の参加、地域の大学との連携、実業団のスポーツ選手との交流などが考えられるのではないか。</p> <p>○ 学校週5日制の下での長期休業の取扱いについては、確かな学力を定着させるための授業時間の確保という観点から、例えば、夏休みなど長期休業期間においてサマースクールなどの形式での柔軟な授業形態により補完的な学習や発展的な学習などを行ってはどうか。</p> <p>○ 学校教育における人間力の育成には、社会と学校の相互参画が重要である。特に、教育方法については、学校外の人材(地域の人材や専門家など)の学校教育への参画を促進するための新しい枠組みを作ることが必要である。</p>
	(5) 教育行政の在り方の改善	<p>○ 教育行政については、学校教育の現場をどの程度把握しているか、地域や保護者を始め国民や住民に対して十分な説明責任を果たしているか、学校を支えるための条件整備は十分かなどの課題を抱えており、その改善が必要である。</p> <p>○ 特に、学校教育の現場の把握や国民や住民に対する説明責任は極めて重要であり、文部科学省が行ったスクール・ミーティングは、例えば、教育課程の在り方についても、子どもたちや保護者、教師などの率直な意見を直接聞き、意見交換を重ねるなど、教育行政の改善という観点から一定の成果をあげたのではないか。</p>